

会 議 概 要

会 議 の 名 称	令和2年度 第2回久喜市公共施設個別施設計画検討委員会
開 催 年 月 日	令和2年10月9日（金）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後2時00分から午後4時00分まで
開 催 場 所	久喜市役所本庁舎 委員会室
議 長 氏 名	会長 石上 泰州
出席委員（者）氏名	石上 泰州、大平 希美、岡安 正知、折原 憲司、川島 孝、 小島 比ろ子、鈴木 弘道、中山 敦貴、増渕 将
欠席委員（者）氏名	進藤 律子
説 明 者 の 職 氏 名	アセットマネジメント推進課 課長補佐 兼管理・計画係長 安藤 孝浩
事務局職員職氏名	財政部長 小林 広昭 財政部副部長 川名 健一 アセットマネジメント推進課長 野川 和男 アセットマネジメント推進課 課長補佐 兼管理・計画係長 安藤 孝浩 管理・計画係 主事 井高 璃子 株式会社パスコ 公共施設マネジメント課 柴田貴裕、堀江瑤子
会 議 次 第	1 開会 2 議題 （1）公共施設の適正配置について （2）その他 3 閉会
配 布 資 料	・次第 ・資料1 施設分類別 適正配置の長期的な方向性について
会議の公開又は非公開	公開
傍 聴 人 数	0人

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○第2回久喜市公共施設個別施設計画検討委員会

1 開会

司会（野川 課長） 皆さん、こんにちは。委員の皆さまにおかれましては、お忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。

定刻になりましたので、「令和2年度第2回久喜市公共施設個別施設計画検討委員会」を開会させていただきます。

開会に先立ちまして、現在の出席委員についてご報告申し上げます。委員9人、がお見えになっており、過半数に達しておりますことから、本委員会につきましては、久喜市公共施設個別施設計画検討委員会条例第6条第2項の規定により、成立いたしますことをご報告申し上げます。

なお、進藤委員におかれましては、ご欠席の連絡をいただいているところでございます。

また、第1回を欠席されました岡安委員が本日いらっしゃっておりますので、この場をお借りしてひと言自己紹介をお願いしたいと思います。

岡安委員 （岡安委員 自己紹介）

司会（野川 課長） ありがとうございます。それでは開会にあたりまして、石上会長からご挨拶をいただきたいと思います。

石上会長 石上でございます。改めましてよろしくお願ひ申し上げます。本日の委員会は、前回の委員会のご案内の通りでございますが、施設の分類ごとに、基本的な方向性についてご審議をいただくということでございます。かなりボリュームもございしますが、ぜひぜひ闊達なご意見を頂戴出来ればと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会（野川 課長） ありがとうございます。  
それでは、審議に移らせていただきます。会議の進行につきましては、久喜市公共施設個別施設計画検討委員会条例第6条第1項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いしたいと思います。それでは、石上会長、よろしくお願ひいたします。

2 議題

(1) 公共施設の適正配置について

石上会長 はい、それではよろしくお願ひいたします。  
では早速でございますが、議題（1）「公共施設の適正配置について」、事務局

からご説明をお願いいたします。

事務局（安 それでは説明させていただきます。  
藤課長補佐 資料1をご覧ください。  
兼係長） はじめに1ページでございます。

「本市におけるアセットマネジメントの全体方針と考え方」ということで、(1)には、前回お話ししました、総合管理計画における基本方針の方をまとめてございます。こちら再掲ということで、次の2ページに進めさせていただきたいと存じます。

2ページ、「(2)個別施設計画策定にあたっての基本的な考え方」、こちらの方をまとめたものでございます。一番上の四角でございますが、「計画全体の考え方」としまして、安全・安心かつ時代の情勢に応じた公共サービスの提供を継続しつつ、施設に要する将来コストを縮減し財政負担の軽減を図ることを目的としまして、2点ございます。

将来の人口規模に応じて施設総量の削減を図りつつ、市民ニーズに応じた施設の配置を目指す「配置の適正化」、そして、老朽化する施設の安全を確保し、維持保全や更新にかかる財政負担の縮減と平準化を図るためのものということで「建築物の長寿命化」、これらを柱に定めまして、両観点から施設の方向性を検討するものとしております。

こちらにつきましては、いわゆる量の問題と質の問題、こちらのほうを適正にしまして、持続可能な運営を行っていくということを目的とするとお考えいただいているかと思っております。

続いて、「「配置の適正化」検討にあたっての考え方」でございます。

法令等の基準を目安としつつ、将来人口や今後の需要予測等を勘案した上で、施設の集約化や複合化を含めた適正配置を目指しまして、必要な対策を実施するものでございます。

検討にあたってのコンセプトをまとめてございます。

新規設置施設の複合化でございます。こちら新しく施設を造る場合におきましては、多くの機能をもたせることによりまして、管理運営の効率化と施設機能の利便性の向上というものを目指していきたいと考えております。

2番目、既存施設の有効活用、こちらのほうは余剰スペースの有効活用ということでございます。

そして機能重複施設の集約化、こちらは、機能が同じ施設については出来る限り集約を図っていくというものでございます。

続いて時代やニーズに応じた施設の転用、こちらは、機能は、いわゆる転用をしていって、より利便性の高い施設に変えるという考え方でございます。

また、民間活用・民間譲渡の推進というもので、民間に任せられるものは民間にということを中心に、直営から民営や民間活用との方向に、舵をきっていききたいということでございます。

そして役割を終えた施設は原則、除却でございます。こちらは、機能を移して残

った建物、ハード面でございますけども、こちらは基本的には老朽化施設が多くございますことから、基本的には除却するということを前提に考えております。

続いて、「「建築物の長寿命化」検討にあたっての考え方」でございます。

従来は「事後保全」ということでしたが、こちらから「予防保全」へ転換を図りまして、適切な改修や更新等を計画的に実施することで、施設を長寿命化し、トータルコストを節減していくということになります。

検討にあたってのコンセプトでございますが、施設の長寿命化に向けた予防保全を主体とする計画的な保全、そして安全性の確保に向けた定期的な劣化状況調査、そしてトータルコストの縮減に向けた劣化状況調査に基づく効率的な老朽化対策、ということで、施設の長寿命化を図っていくということでございます。

続いて3ページでございます。「「配置の適正化」の検討手順」をまとめたものでございます。こちらはスケジュールとなりますが、第2回、右側に黄色くなっておりますけれども、こちらについては本市の適切な保有量、あるべき値としていますが、こちらのほうの検討をお願いしまして、そのあと、「あるべき値」の実現に向けて、施設分類別の「配置の適正化方針」を検討いただくという上から2つ目、3つ目が本日の内容ということで、お願いしたいと考えております。

なお、「あるべき値」の考え方については、次ページ以降、私より説明させていただきたいと存じます。

それでは4ページ、「本市の適正な保有量「あるべき値」の算出」でございます。「あるべき値」の考え方につきましては、「アセットマネジメントの基本方針」に掲げますとおり、「適切な保有量を実現」し、「整備や運営等の施設に係る全てのコストの削減」を図るためには、施設の総量を削減しまして、更新等費用の抑制を進めていくことが大前提となります。そのためには、将来の人口構造に応じた本市の本来保有すべき公共施設量を把握することが重要となります。

人口減少や合併を契機に公共建築物の「量過剰」、つまり量が余っているという課題を抱える本市ですから、この飽和状態を解消するためのマイナスの指標を定めることが必要ということです。その際、本来本市が保有すべき公共施設量を把握し、それを明確に数値化するということが過剰量、すなわち削減すべき総量が明らかになるということで考えております。

この本市が本来保有すべき公共施設量を「あるべき値」と名付けまして、施設分類別にその数値を算出します。「あるべき値」とは、将来的な人口減少や構成の変化を踏まえた上で、本市が行政運営を継続する上での最低限必要となる施設総量を意味しまして、今後35年の計画期間内において総量削減を推進していく上での大きな目安と位置付けたいと考えております。

皆さまにイメージいただきたいのは、今ある施設のことを全く考えないで、全く新たな施設配置をやり直すという場合のイメージ、その場合の理論値ですとか理想値をあるべき値というふうにお考えいただくのがよろしいかと思っております。

今ある施設、現実のものは全く考えずに、現在の15万人の市として新たに施設配置をする場合にどれくらいの量が適切か、というのがあるべき値とお考えいただければいいかと思っております。

4ページの下の方に概念図がございますけれども、今一番左、2020年という棒グラフに現在の施設量が青と赤の合計、今現状で適切な保有量、あるべき値というのがあって、その上に記載されているのが、元々今過剰している分であるということでございます。

そしてひとつ右をご覧くださいますと、元々過剰している赤の分については早期に解消していく必要がまずあるということが、1点でございます。さらに、人口減少ということで、右にいくに従って人口15万から令和37年、想定では11万5千人ぐらいまで人口が減っていきますので、当然、人口に合わせてあるべき値の数値も減らしていくべきであろうとの考えを示す概念図となっております。

こういった形で、ある程度数値で見える化するためにあるべき値を設定している、とのことをご理解いただければと思います。

続きまして、あるべき値の考え方、数値の算出方法について、5ページ以降で説明をさせていただきます。

(ア)～(ウ)の順番でお示しさせていただいているのですが、順番としては(ア)は、公的の算定基準があるもの、と考えていただいてもよろしいかと思えます。法令やガイドライン、手引等によりまして、整備すべき公共施設の算定基準が示されている場合、ここでは庁舎を例にとっておりますが、こちらは総務省から起債の許可基準ということで借金できる基準というのが決まっております、職員一人当りの必要床面積はいくつ、というような計算式が出ているもの、こちらにつきましては、職員数等に応じてあるべき値を算出しているということでございます。

続いて(イ)でございます。こちらは算定基準等が存在しないものでございまして、こちらについては同規模自治体のほうの数値を参考ということでさせていただいております。この同規模自治体でございますが、全国中都市ということで、行政面積と人口密度が似通った都市を抽出しております。

続きまして6ページをご覧ください。今の(イ)の考え方の続きでございますが、同規模自治体の保有量を最小値、そして、聞きなれない言葉で第一四分位数というのですが、第一四分位数及び平均値を算出しまして、施設分類の特性や状況に応じて適正な数値をあるべき値というふうに定めております。

表にもありますが、最小値につきましては、本市と行政規模が類似する自治体が行政運営を行う上で保有すべき施設の最低量、最小値ということですので、同じような自治体の一番少ない数が最小値でございます。

続いて2番目の第一四分位数でございますが、こちらは最も簡単な言い方をしますと、施設を多い順から並べていって少ない方の半分の真ん中、下から四分の一という意味です。下から四分の一になるよう、ここを第一四分位数ということとなります。こちらにつきましては、第一四分位数の説明の下にございますが下から2行目でございます。第一四分位数を、施設保有量が少ないながらも、支障なく行政運営を続けている自治体を代表する数値ということで、少ないながらも行政運営が可能となる数値とのイメージで実施しております。

続いて平均値でございます。平均値につきましては、本市の施設保有量に比べて大幅に保有値が突出している場合ですね、まずは平均値を目指すということもあり

得るかということで、平均値も算出したということでございます。

続きまして（ウ）でございます。（ウ）につきましては、いわゆる法規法令ですとかよるべき基準がないもの、が（ウ）になります。例で挙げておりますのが老人福祉センターですけども、こちらにつきましては老人福祉法の根拠に基づきまして、設置することができる、という文末になっております。つまり設置するかどうかというのは市町村の裁量というか判断になりますので、こういったものについては設置が義務付けられているものではないので、なかなかあるべき値というものが出しにくいという側面がございます。こういったものについてはその都度その状況に応じてのあるべき値を算出しているという状況でございます。

続きまして7ページでございますが、こちらについては10ページ以降にあるべき値の説明をさせていただく、ということでご了承いただければと思います。

続きまして8ページ及び9ページでございます。こちらは、前回の資料と同じ資料でございます。施配置の具体的な方策とバランスの考え方の案を示したものでございます。

次に10ページでございます。表の見方でございますが、上段はあるべき値の案としまして、現有面積、そして令和2年時点でのあるべき値、そして削減すべき割合、そしてその右に令和37年度、つまり人口が減った時点でのあるべき値、そして現有面積からの割合を示したものが①と右側に書いてある箇所となります。

そして②は算出するための考え方、先ほど申し上げた、公的基準があるものから自由裁量のものまでということになります。その下の黄色い四角については、配置の適正化方針案ということで、配置にあたっての適正配置の仕方、考え方、方策でございます。その下に現在の配置がどうなっているか、そして適正化後の配置がどうなる想定でいるか、が③と④、そして具体的な方策について⑤に「○」をつけて記しているというところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

石上会長

はい、ありがとうございます。

検討にあたっての前提と申しましょうか、どういうスタンスで進めていくかということなのですが、キーワードはたびたび言及されていたあるべき値ということでございまして、本来あるべき値、値というのは面積ですね、いろいろな施設ごとに、国が定めた基準があるとか、あるいは似通った自治体の相場ともいいましょうか、そのあたりを目安にして、人口が今後減っていくのもまた前提にしまして、人口が11万人程度になった時には、これ関連の施設は大体総面積でこれぐらいであるべきだろうというのが、あるべき値だということでございます。そこに基づいて、議論を組み立てていこうということかと思えます。

今の事務局のご説明等につきまして、なにかご不明な点、ご意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

（なし）

石上会長 このあと具体的なお話しが出てまいりますので、そうするとよりイメージしやすいのではと思います。

では先に進めさせていただくことにいたしまして、11ページ以降たくさんございますので、これを少し整理していくつかのグループごとにご説明をしていただきながら、審議をして参りたいと思いますので、事務局としては5つくらいに区切ってご説明申し上げたいということでございますので、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

石上会長 それでは事務局よりお願いいたします。

事務局（安藤課長補佐） それでは、1の行政系施設から4の福祉施設までをまとめて説明させていただいたかと存じます。

兼係長） はじめに、前回、金額面での話というのがございました。

我々が今計算しているのは床面積をベースにしております。前回もお話したのですが、建物というのはライフサイクルコストといって、設計から建築、そして最後除却に至るまでという費用の考え方があるのですけれども、基本的には建築にかかるものは全体の四分の一程度といわれています。

また我々が調べたところでは、ライフサイクルコストについては、中規模な事務庁舎ですとか学校の校舎ですとか建物の種別はあっても、そう大きな金額の差異はないということでございます。

つきましては、床面積を減らすことによって建物の総量を減らし、金額面も同様な動きをするという前提で、床面積をベースに考えさせていただいたというところでございます。これは前回の補足でございます。

事務局（安藤課長補佐） **【1. 行政系施設】**

兼係長） それでは行政系施設について説明させていただきます。

現有面積とあるべき値につきましては、一覧の通りでございます。あるべき値算出の考え方でございますけれども、先ほど申し上げた例、総務省の許可基準に基づきまして、職員の総定数に基づきましての面積を計算したのとなっております。実際にこちらの具体的な施設については、②に挙げさせていただいた施設ということになります。

配置の適正化にあたっての考え方でございます。こちらは、市役所の新庁舎を建設しまして、各地区に分散する行政機能、本庁機能を一施設に集約化するというところで、施設の効率性と運用の充実を図っていきたくて考えております。

また、総合支所の余剰スペースが生まれます関係から、こちらに多機能を複合することで地域の活動拠点として再整備するという考えも挙げております。

現在の配置は各地区に1ヶ所ですが、こちらは全地域に1ヶ所を目安ということで、具体的な策としては、集約化、機能移転、そして複合化、転用という形で具体例を挙げております。

## 【2. 消防団器具置場】

次に参りたいと思います。消防団器具置場でございます。こちらは消防団の持っている車両の倉庫と詰所になります。あるべき値と現有面積はご覧の通りとなっております。こちらについては、消防ポンプ車の数に応じたものであることから、現状面積をまずあるべき値とさせていただいて、これ以上の規模の拡充を行わない、そして人口規模に応じて編成を変えていくような見直しを図らざるを得ないだろうという考えをもっております。

実際の具体的な施設はご覧の通り25施設ありまして、適正化の方針としましては、器具置場の統廃合を推進しまして、他施設と複合化の可能性も検討することによって床面積を減少させていくことを考えております。

現在の配置と具体策については、ご覧の通りとさせていただいております。

## 【3. 医療・保健施設】

続きまして、医療・保健施設でございます。あるべき値と現有面積についてはご覧の通りとなっております。あるべき値の算出にあたっての考え方でございますが、現時点では保健センター、こちらのほうは4ヶ所ございます。ご覧の通りあるべき値の方はそれより少ない量ということで、他団体の保有量を見ましても、本市の保有量は飽和している状態というのが見受けられます。そのため具体的な施設、②に書いてございますが、休日夜間急患診療所と保健センターでございますけれども、こちらについては、保健福祉・子育て支援の拠点施設を新庁舎に併設して建設しまして、各地区に分散する保健センターを集約するというのを、方針としております。さらに休日夜間急患診療所については、設置方法を検討するというようにしております。こちらについては、現在の配置は各地区に1ヶ所、適正化後の配置は全地域を1ヶ所にするというので、具体策については集約化、民間施設の代替、そして実施主体や管理運営主体の変更に「○」を付けさせていただいているというところでございます。

### 【4-1. 福祉施設（社会福祉）】

続いて14ページの4-1社会福祉施設でございます。現有面積とあるべき値については、ご覧の通りとさせていただいております。こちらについては該当のデータが存在しないということがございます。また同規模自治体の保有状況がわからないということもありまして、用途の性質上、民間での代替のサービスは転用が難しい施設に位置付けられるかと思っております。ただ、こちらは市の福祉施策とも密接に関わる施設でもあることから、一概にあるべき値の算出が困難ということで、「―」とさせていただいているということでございます。具体的な施設については下の②の2ヶ所となっております。配置の適正化にあたっての考え方ですが、現有機能、こちらは維持するべきだろうということはあるんですけども、余剰スペース、他機能の複合化ということで、施設の有効活用を図りながら、床面積を減らしていく必要があるものと考えております。そのため複合化に「○」を付けさせていただ



いております。

#### 【4-2. 福祉施設（障がい者福祉）】

続きまして、15ページの4-2、障がい者福祉の福祉施設でございます。こちら、あるべき値、現有面積については、ご覧の通りとなっております。

こちらの考え方は、15ページの下②に具体施設を挙げておりますが、指定管理者制度ということで包括的な委託をしているような施設でございます。

あるべき値算出の考え方ですが、こちら行政財産として保有をしなくても、民間によるサービス提供の代替が可能であると判断をさせていただきまして、あるべき値はゼロとさせていただいております。そのため適正化方針の案としましては、民間譲渡を推進しまして、市としてのサービス提供を廃止と、ただ、機能としては民間に請け負ってもらおう、という形になるかと思っております。配置の具体策は民間施設の活用ですとか実施主体や管理運営主体の変更、また譲渡にということに、「○」を付けさせていただいております。

#### 【4-3. 福祉施設（高齢者福祉）】

続きまして16ページ、福祉施設の高齢者福祉施設でございます。

こちらにつきまして、現有面積とあるべき値についてはご覧の通りとなっております。こちらにつきましても、データが存在しないということもございまして、ただ、民間でのサービス代替はやはり難しい施設でございます。市の福祉施策とも密接に関わる施設であることから、あるべき値の算出はしていないということでございます。

具体的な施設については、菖蒲老人福祉センター、鷺宮福祉センター、彩嘉園となります。こちらにつきましては、適正化の方針の案に示しておりますが、ごみ処理施設を久喜市では建設を検討しているところでございます。ごみ処理施設には、余熱の利用が可能ということになりますので、余熱利用施設というものも併せて建設を予定しているところですので、いわゆる温浴機能というのを効率的に造れるということがありますので、菖蒲老人福祉センター、鷺宮福祉センターについて老朽化していることもございますので、両施設は集約化を図っていくということで、集約化に「○」を付けているということでございます。集約化、機能移転、複合化、ということでございます。

#### 【4-4. 福祉施設（養護老人ホーム）】

続きまして、4-4 養護老人ホームでございます。

こちら、現有面積とあるべき値についてはご覧の通りとなっております。

偕楽荘という養護老人ホームが該当しますが、こちらについては民間によるサービス代替が可能であると判断ができますので、こちらについてもあるべき値はゼロというふうにさせていただいております。

こちらにつきましても適正化方針としましては、民間譲渡を推進しまして、市としてのサービス提供を廃止すべきとの考えに基づき、民間施設の活用、そして、実

施主体や管理運営主体の変更ということで、「○」を付けさせていただいております。結論的には民間譲渡を想定しているというところでございます。

分類1から4の説明につきまして、まず以上となります。

石上会長

はい、ありがとうございました。

11ページから17ページまでご説明いただきました。

それぞれにあるべき値というのが示されて、現有面積とのギャップをどのようにして埋めるかとの点が議論となるとともに、場合によってはあるべき値がゼロ、行政の直営としては行わない、そういう施設分類も含まれております。

ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

増淵委員

11ページに総務省の「起債許可標準面積算定基準」という言葉があります。建物の建設の殆どが国の補助金を使うのだと思うのですが、殆どが総務省によるものなのでしょうか、それとも文科省などそれぞれがこのような基準を有しているのでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長）

こちらの基準につきましては、本庁舎という行政を司る施設であることから総務省がつくっているところでございます。例えばですけれども、福祉施設については厚生労働省が基準を持っておりますし、道路の関係については国土交通省が持っておりますので、建物の種別ごとに監督省庁が違うということになります。ただ今回の基準につきましては起債の許可ということで、市町村がどれだけ借金をしていいかという基準についてのいわゆる標準プランの面積と、職員一人当たりの、例えば部長級だったらどれくらい、課長だったらどれくらいという基準を積み上げたもので、この基準より、参考に延床面積を計算させていただくものでございます。

鈴木副会長

消防団の器具置場、現有面積とあるべき面積が示されていますが、実際にこれだけの器具庫を保有した方がいいということなのでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長）

現状、消防ポンプ自動車を25台保有しているという状況でございます。合併時から台数に変更はありません。消防団というのはやはり命を守るための消防ポンプ車での後方支援に位置付けられ、火災等の現場に関わるということで、消防防災課の意見としては現状で充足しているとのことですので、人口減少も含めての減少は必要だとは思ってはいるのですが、現状では充足しているという考え方で現有面積と同じ数値をあるべき値として設定しております。

鈴木副会長

消防署ってありますよね、それとこの消防団器具置場っていうのは、そういう部分での補完があるっていうのは、やはり個別の消防団というのが消防署とは別にあつたほうがいいということなのでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長）

いわゆる消防署がやっているものは常備消防と申しまして、常に備わっているも

藤課長補佐 兼係長) の、消防団につきましては非常備消防ということで、いわゆる有事の際に行くという形で、位置付けとしては常備消防の補完的機能ということになっております。やはり一対となって地元に近い消防団が現場に行って後方支援を行うというのは必要であるとの考えを基本としているところです。

折原委員 あるべき値の現時点令和2年に対して35年後が比較されておりますが、行政系施設の面積が現在の人口動向等について勘案したとしても、現状と同じになる理由をもう一度お伺いしたいです。また20ページの放課後児童クラブについても同様に、35年後も同じ面積が記載されている理由もお教えてください。

事務局 (安藤課長補佐 兼係長) 11ページの行政系施設に関しては、おっしゃられるように、他の人口減少と併せて面積を減らすという考え方、これはもちろん必要であると思っております。ただ行政の役割が、近年、みなさんもお存じかと思うのですが、福祉が増えるなど、必ずしも減る方向にあるとは言い難い状況にあります。行政の職員数が行政改革でも、総務省から減らすように指導があったところなのですが、限界という部分も正直感じているところもございます。そのため、今の行政サービスを提供し続けるためには一定数の職員が必要という考え方から、令和37年時点についても行政需要が今と同じか増えるという前提のもとに、あるべき値には同じ面積を算定させていただいているところでございます。

放課後児童クラブにつきましては20ページでございますが、後で説明をさせていただきますが、やはり小学校と一対の関係になるので、小学校と併せて減るのではないかという考え方もあります。ただ、昨今の動きを見ますと、いわゆる共働きの家庭が一般的になってまいりました。その関係で放課後児童クラブについては、利用者がどんどん増えているような状態が見受けられます。そのため放課後児童クラブ自体のあるべき値は、このまま据え置きとさせていただいているのですけれども、資料に記載しているとおり、小学校の統廃合と併せていく必要がどうしてもでてくる施設でございますので、小学校の統廃合に従属的な関係になるのかなと考えております。

折原委員 17ページまでフライングで飛び越してしまいましたが、同じ考え方をとる施設であるということで、同様質問お許しください。以上です。

石上会長 関連した質問なのですが、この会議に職員数は直接関係しないのですが、職員数は令和37年度くらいまで、人口は減るが職員数はその間据え置きとの考え方は、別のところでもなにかしら、方針が出ているということでしょうか。

事務局 (安藤課長補佐 兼係長) 例えば人事課には定員適正化計画というものはございますけれども、あくまでも短スパンの計画であることから、対外的に令和37年、35年後を想定した職員数の配置というものを公式に出したものではありません。

岡安委員 福祉施設に該当データが存在しない、との説明があったかと思うのですが、これは同じような用途の施設を保有している他の自治体が全然ないということなのでしょうか？

事務局（安藤課長補佐兼係長） 例えば14ページの社会福祉施設なのですが、こちらについては「公共施設状況調査」という、総務省で行っている施設データのようなものがあるのですが、ぴったり当てはまる概念がない、という考え方で記載しております。このデータに基づいて面積を算定するのですが、いわゆる社会福祉施設という言い方ですと、位置付けのほうは上手く当てはまらない場合がある。他市では、例えば障がい者の福祉施設というので保有している場合もありますし、総合社会福祉施設という本市の用途と一致する概念がなく、うまくデータがかみ合わないので、該当データが存在しないとの記載としております。

石上会長 よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。  
それでは差し当たりご説明いただいて、またご質問をお願いいたします。  
それでは、幼稚園以降の説明をよろしくをお願いいたします。

事務局（安藤課長補佐兼係長） **【5-1. 幼稚園】**  
それでは、幼稚園を説明させていただきます。  
現有面積とあるべき値については、ご覧の通りとなっております。あるべき値算出の考え方でございますが、こちらについては民間によるサービス提供が可能なものと判断しまして、同規模自治体の最小値まで削減した数値を記載しています。こちらについては、実際に直営で幼稚園をやっていない市町村もあるということが前提になります。そのためこちらにつきましては、あるべき値についてはゼロと設定しております。施設の具体的な名前については、下段の②のとおりでございます。中央幼稚園、栗橋幼稚園を保有しております。

適正化にあたっての考え方につきましては、民間譲渡を推進し公立幼稚園としてのサービス提供は廃止と、ただ機能としては例えば民間に担っていただくということで、進めていきたいと考えております。現在の配置は各地区に1ヶ所ですが、市としての施設保有を廃止するという方向で、具体策としては集約化、民間施設の活用、実施主体や管理運営主体の変更、譲渡、ということにしております。

#### **【5-2. 保育所】**

続きまして、同じく19ページの、5-2. 保育所でございます。

こちらの現有面積、あるべき値については、ご覧の通りとなっております。考え方は先ほどの幼稚園と同じでございます。民間によるサービス提供、いわゆる私立保育園というのも多数存在しているところから、サービスの代替が可能ということで、あるべき値のほうはゼロとさせていただいております。保育園の状況につきましては、具体的な施設は②の通りとなっております。こちらについて適正配置の考え方については、民間譲渡を推進し、公立保育所としてのサービス提供を廃止

するというようにしております。先ほどの幼稚園と同じになりますが、配置については地域に1ヶ所の目安から、市としての施設保有を廃止しまして、そのための具体策としましては、ご覧のように集約化、民間施設の活用、実施主体や管理運営主体の変更、譲渡、ということにさせていただいております。

#### 【6. 放課後児童クラブ】

続きまして、20ページ、6. 放課後児童クラブでございます。

現有面積とあるべき値については、ご覧の通りとなっております。あるべき値算出の考え方でございますが、ガイドラインがございまして、こちらにおける児童1人当たりの専用区画面積、クラブ1単位あたり定員に基づく算定値とさせていただいております。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、小学校の隣にあたりですとか、小学校の中にあたりする状況です。働くお父さんお母さんの帰りが遅いことへ対応する学童施設になりますので、学校と切っても切り離せない関係ということになります。配置の適正化方針にございまして、小学校の統廃合に応じて、適宜配置の見直しを図るものと考えております。

また先ほど申しましたが、需要が増えている部分もございまして、共働き夫婦が増えてきますと当然需要が増えてきますので、その場合はやはりそれに応じて学校の統廃合と併せて施設の面積も変えていかなければいけないというふうに考えておりますので、新規整備は行わないとしましても、建替や規模の拡大、施設の追加は他施設への複合、学校等との複合となるかと考えております。配置についてと具体策については、このようになっております。

#### 【7. 児童センター・児童館】

続きまして、21ページ、児童センター・児童館でございます。

現有面積とあるべき値については、ご覧の通りとなっております。あるべき値算定にあたっての考え方でございますけれども、こちらについても民間によるサービス代替は難しいということで、代替はできないのかなというところです。そして市の子育て施策とも密接に関わる施設であることから、一概にあるべき値を算出することはできないということで、「一」ということにさせていただいております。具体的な施設については②の通り、3ヶ所ということになっております。

配置の適正化にあたっての考え方を申し上げますが、各地区に1ヶ所を目安とした配置、こちらについては維持したいと考えておりますが、他施設への機能の移転ですとか複合化を推進しまして、総量の削減を図っていくということを基本としております。配置については各地区に1ヶ所の目安というのを維持しまして、具体策としては集約化、機能移転、複合化、ということで考えております。

#### 【8. 子育て支援施設】

続きまして22ページ、子育て支援施設でございます。

現有面積とあるべき値については、ご覧の通りとなっております。あるべき値算出にあたっての考え方、こちらにつきましても、民間によるサービス代替は、子育て

て支援の施設ですので、なかなか難しい部分がございます。また市の子育て支援施策とも密接に関わる施設でありますから、あるべき値を一概に算出することは困難であると判断し、「一」ということにさせていただいております。具体的な施設については、下の1から7までの7施設となっております、一番右を見ていただくとわかりますが、殆どが今現在も複合化している施設となっております。そのため面積も比較的小規模となっております。

適正化方針としましては、保健福祉・子育て支援の拠点施設を市役所新庁舎に併設して建設することによって、各地区に設置しているファミリー・サポート・センター、こちらを1ヶ所に集約していく方向で考えております。また子育て支援センターについては、現状の配置を基本とするものの、他施設への機能移転や複合化というものを図ることで、総量削減を進めていくという考え方でございます。

現在の配置と適正化後の配置、そして具体策についてはご覧の通りとさせていただいております。

5から8の説明については、以上です。

石上会長 はい、ありがとうございます。

18ページから22ページですね、こちらにつきまして、ご質問、ご意見などございますか。

増渕委員 我々が説明を受けたところは、上段のあるべき値に関する説明が主だったのでしょうか。一部配置の適正化の説明に触れている感じもするけども、あくまでも上の部分だけが説明されたとの解釈でよろしいですね。

事務局（安藤課長補佐 兼係長） 基本的には下に記載する適正化方針についても説明したつもりにはなっておりませんが、再度簡単に説明をさせていただきたいと存じます。

幼稚園、保育所につきましては、民間譲渡を推進ということになりますので、基本的には市としての保有施設を廃止という方針で「○」を付けさせていただいているところでございます。それが18ページと19ページになります。

20ページ、放課後児童クラブにつきましては、小学校とどうしても密接な関係がございますので、今後の適正化方針としましては、小学校の統廃合に応じて対応していくものとしております。

続いて21ページでございますけども、児童センター・児童館でございますが、こちらについては、各地区に1ヶ所目安ということで配置のほうは基本的にはそのままということで考えておりますが、他施設への機能移転ですとか複合化ということで、総量の削減、床面積の削減を図っていきたいというふうに考えております。

22ページの子育て支援施設でございますけども、こちらの黄色い部分ですね、配

置の適正化にございます通り、保健福祉・子育て支援の拠点施設を市役所新庁舎に併設して建設しまして、各地区にありますファミリー・サポート・センターを1ヶ所に集約ということで床面積を縮減すると。また子育て支援センターについては現状配置を維持しますけれども、他施設への機能移転や複合化ということで、床面積の削減を図るということで、現在の配置と適正化後の配置を記させていただいております。また具体的な策としましては、集約化、機能移転、複合化ということで「○」を付けさせていただいているところでございます。

説明が足りず失礼致しました。

鈴木副会長 あるべき値のところ「0.0」と「-」が混在していますが、この違いは何を意味するのでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） 例えば18ページ、19ページのあるべき値の「0.0」というのは、市として保有すべきではないという考え方となります。それに対しまして、21ページなどは「-」で示しておりますが、一概にあるべき値を数字で示すのが難しいということで、ここはあるべき値を示さないというの意味で考えさせていただいたものでございます。

鈴木副会長 あるべき値を設定するにあたり、前提として現有面積は十分な量に達していると解釈してよろしいのでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） この考え方については難しい部分がございますが、市の考え方としては今の面積で行政運営上、支障が生じてないとの部分で考えているところです。そのため、現有面積をもって正しいという考え方まではいかないのですけれども、この面積よりはやはり減らしていく方向をとるべきだと考えております。

鈴木副会長 市の方針としてこれらの施設はやっぱりこれからも力を入れていこうというのが政策的になきにしてもあらずといたしますか、総合振興計画に基づく政策推進の考え方も入ってくるのではないかと考えますが、よろしいのでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） そうですね、おっしゃる通り、市の方針や政策に基づくところが大きい施設になるかとは思いますが、ただ逆に、民間に代替可能であったりと、施設としていわゆるハードを持つというよりはソフトの面へ転換を図っていくという考え方は市全体の考え方としてはあるものですので、必ずしも施設を持つことが行政目的ではないという部分は前提とした上で、再配置を検討しているというところでございます。

折原委員 11ページの行政系施設の章は、市全域に1ヶ所を目安ということはわかるのですが、一方で各地区に1ヶ所の各地区は旧自治体のことを指すのでしょうか。例えば久喜でいうと、人口割りなどを勘案しますと、西口と東口をそれぞれ分けて5ヶ所という考え方も大いにできると思います。また消防団などは各地域に1ヶ所といったまた別の表現をお見受けしたのですけれども、久喜市は合併したので全部目に見え

ない旧境目はなくなって1ヶ所にしていくのだという考え方に基づくのであれば、そもそも。地区との表現はふさわしくないような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

事務局（安藤課長補佐 兼係長） 参考までに9ページをご覧ください。こちらは前回も説明したのですが、9ページに地域の広い順に並べて説明を記載しているところがございます。折原委員さんがおっしゃられている通りで、旧1市3町がベースになっているのも、今まさにこの垣根をなしに新たな配置をするという考え方は当然でございます。ただ一方で、地域に密着し小学校区や中学校区単位でつくる施設もあれば、やはりそれより少し大きな単位で配置すべき施設も考えられますので、そこを区分けしているのが地区と地域との表現の違いとお考えいただければと考えております。

例えば旧久喜市が2施設で、旧鷲宮町が1施設で、などということ、今の段階ではまだ検討しているわけではないのですけれども、やはりおっしゃる通り、人口の伸び率とかそういったものも踏まえまして、地区というのは旧1市3町がある程度のベースになってはございますが、それにとらわれすぎることなく再配置を行うとの考え方は持っていないかならなと思っています。

折原委員 見えない線のこだわりは生活者としては大いに理解できるのですが、思い切ったことをやっていく中には、市全域に4ヶ所、市全域に5ヶ所、のような表現も今後検討いただけたらなと思います。

増渕委員 今のもう一度すみません、質問させていただきます。  
全域定義の件ですが、市全域に1ヶ所を目安というのは、例えば現在各地区に配置される施設として総合支所がありますけれども、総合支所をやめて行政の庁舎を1ヶ所に設ける、との意味でよいのでしょうか。

事務局（安藤課長補佐 兼係長） はい、説明させていただきます。  
今この計算につきましては、行政サービスの方は各地区、いわゆる旧1市3町に残した形での数字をあるべき値とすべきと検討しております。詳しい計算の経緯を申し上げますと、ご存じかと思いますが、現状は、各行政の部がバラバラになっているところがありまして、この本庁舎に入っている部もあれば、教育部は旧東京理科大の跡地に入っている。また第2庁舎が江面の方にあるのですけれども、建設部が入っており、鷲宮総合支所に上下水道部、菖蒲総合支所に環境経済部が入っているという形になりまして、いわゆる本庁機能が分散しているというわけです。それらの人数を合算した上で、今現在の全職員数を算出しています。それとは別に、いわゆる行政サービスを展開している人数について、現有の人数をイメージした人数で計算の方をしておりまして、いわゆる本庁舎ひとつの建物と、行政サービスセンター的なものですね、行政施設としての3支所にあたる建物の必要最小限の面積をカウントしたものをあるべき値として考えております。



石上会長 現有面積というのは、下の②の1から7まで全部合わせたものですよね。一方で適正化後の配置として市全域に1ヶ所を目安ということは、市役所の建物は1ヶ所に集約されで、現在の総合支所というのは、扱いは市役所の枠にはならないということでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） 総合支所の今の考え方については、職員数でいうと30人くらいの人数になるのですけれども、30人くらいが入る事務庁舎という形の必要面積を出してしまっていて、そちらの方もあべき値には足し込んでいます。

私の言い方がわかりにくいかもしれませんが、全部の部を集めた建物をひとつ、それと30人くらいの行政サービスを行うための最少人数、必要人数を配置した建物を3つ、という形の建物を合計した面積をあべき値としている、ということになります。説明がわかりにくくて恐縮です。

石上会長 結局建物としての総合支所はそのまま残すということでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） そうですね、あべき値と現状の、実際にある建物ということですので、ちょっとなかなか難しい部分もあるのですが、総合支所にどうしても空きスペースが生じてしまうということで、今ある建物を生かすためにはやはり複合化ということで、多機能、行政系施設にとられない他の用途の施設を足し込んでいくことで、有効活用をしたいというふうに考えております。これについてはあべき値から除いています。

鈴木副会長 現在の総合支所を壊して民間活用しちゃって、他に30人くらい使用できる建物を造ることも考えられるということですよ。

事務局（安藤課長補佐兼係長） そうですね、一案としてはあり得ます。ただそれを新しく造るかどうかっていうところまで具体的な案はないですけれども。計画としては小規模庁舎ですかね、いわゆる30人くらいの規模の庁舎を3つ造ったら、という設定も入っています。

川島委員 要は新庁舎を建設することによって、行政本庁機能を1ヶ所に集約化することによって、大きな流れを打つように全体の動きが出てくるということですよ、これからもね。支所が空になっちゃうわけですから。そうするとその周辺もいろんな公共施設がありますよね、そこでいろいろ集約化したり、機能を移転したり複合化したり、そういうことが出てくるということですよ。そういうことを想定しながら検討を進めればいいのではないのでしょうか。

鈴木副会長 そういうことだと、市民サイドでみたら、どうも不便になるのかなと。移動のアクセスをちゃんとやってあげないと、例えば市民生活課へ行くためにえらい電車乗り継ぐかバスに乗っていくなど、そういうことも想定されるわけです。どうもこれをずっと見ていて気になったのは、利用者サイドの事情が全然加味されていない

など。それはこの次の議題になるのか、実際に事業を進める際に検討するのでしょうか。あまりにも効率主義になりすぎるのではなく、老人施設とか、障がい者施設っていうのは、当然かなり考えてあげないといけないと思います。どこに1ヶ所設けるのかとの点を。

川島委員 おそらく、最低のサービス機能は存続しなければなりませんよね。  
それからデジタル環境、その辺もこれから出てくるのではないかと考えています。

鈴木副会長 そうですね、デジタル環境。当然のことながら、出てくると思っています。

増淵委員 今の話題と関連して、施設を減らすためにはその考え方がいいのだと、正しいとか一つの手段だと思うのですけれども、この委員会ではなく、別に市として、行政の作業場がどうあるべきとか、別の審議会っていうのはあるのでしょうか。というのは、現状のように行政機能を分けることによって、広域で行政が行われているような雰囲気が出てくると思うのですよ。現に国が首都機能を分散させようとしてなかなか出来ませんよね。今度の内閣がもしかしたらやるかも知れませんが。文化庁が一時、奈良の方へ移転とかを検討していたように。これはだから逆のほうなのですよ。だからそこがちょっと今、我々としては減らすことが目的だからわかるのですが、いわゆる鈴木委員がおっしゃるような、行政、市民の立場を考えた場合に、ほんとにそれでいいかどうかっていうのが、ちょっとひっかかるなと思って。論理的には説明しにくいのですが、少なくともなんかいいのかな、というふうに思いますけれどもね。たまたま本庁はここ、消防署はあっちで決めて、かつそこで入りきらなかったってことで建設部は第2庁舎、環境部が菖蒲との現状は、ある意味ではすごく平準化されていいような感じもするのだけれども。なんかちょっと気になって発言させていただきました。以上です。

石上会長 全体的な話として、例えば1番、11ページですけれども、「市役所は新庁舎を建設し」、幼稚園・保育所は「民間譲渡を推進し」、これらはいずれも非常に重要な市としての意思決定だと思いますが、これらはすでにそういう方針がある程度示されている中でこういう形になっているのか、もしそうでないとすると、ここで我々がい決めましたって言っても、その辺りをちょっと、お伺いしたいです。

事務局（安藤課長補佐兼係長） 配置の適正化方針につきましては、いわゆる行政内部でもですね、副市長がトップで部長級の職員が参加している会議があり、ここでの議論を重ねている内容になっております。その際にはですね、やはり増淵委員がおっしゃったように、いわゆる公共交通ですとか市民のためのものというの、やはり表裏一体とか、アセットマネジメントを進めていくと、効率化を図る一方で、やはり市民の方の足になる部分として、公共交通が重要だということも議論としてはなっております。そこは市全体として、適正配置の方針が決まりましたら、それに付随して公共交通のあ

り方も検討すべきだとの意思決定はしているというところで、ご理解いただければと思います。

川島委員 このとおりにいくかどうかは別としましてね、非常に大胆にきれいに論理的にうまく出来ている感じを受けます。このとおりにいくかどうかというのは、まあそうはいかないのでしょうかでも、まずはこういう議論が始まらないと進まない、という感じがいたしました。

石上会長 では、その他の質問はございますか。はい、では中山委員さん。

中山委員 私自身、前回、結論から遡って考えていくと議論がまとまりやすいとの意見を申しましたが、前もって資料をいただいたときですね、すごく感心しました、正直言いますと。わたしが考えているものが全てきちんと資料にまとめてくださったとのことで、市役所の方に感謝申し上げます。

今の効率化を目指すとの流れですが、いわゆる民間であれば効率化を徹底的に追求すればそれで済むのですけれども、市の場合には効率性だけを求めるというよりも、公平性とか弱者をいかに守るかとか、そういう効率だけで議論が出来ない部分あると思いますので、その辺の補填をどうやってしていくかっていうことが、多分今後重要になってくるのかなとは思っています。ただですね、わたしが一番思うのは、ここで効率化を徹底的にやっついていかないと、結局議会とかですね、パブリックコメントとかで、結局不便だ、不便だ、とのことで議論が戻っちゃう可能性があるんで、ある程度ここで大胆な意見をまとめておかないと、結局思うような結果が得られずに終わってしまうのかなと思っています。

石上会長 ありがとうございます。  
では先に進めさせていただきまして、23 ページ以降の説明をお願いします。

事務局（安藤課長補佐兼係長） **【9-1 小学校】**  
では学校について、説明させていただきたいと思います。資料は23ページでございます。

あるべき値と現有面積は、ご覧の通りとなっております。

1点お詫びがございます。

この小学校のところと次のページの中学校について、法律名を一部誤っております、「学校教育法施行規則」の次の記載が「公立職務教育」となっておりますが、「公立義務教育」の間違いでございます。すみませんが、職務を義務にご訂正ください。大変失礼いたしました。

あるべき値の考え方は関連法令等に基づいておりまして、端的に申し上げますと、久喜市の小学校、中学校の適正規模、適正配置に関する基本方針というのがありまして、委員の皆さまにも事前に参考資料としてお渡ししたところでございます。本市の一枚当たりの適正規模につきましては、12学級から18学級と小学校は規

定しております。次に出てくる中学校は9学級から18学級を適正規模と定めております。つまり簡単に申し上げますと、小学校は1学年2学級から3学級が適正と、中学校は3学級から6学級くらいが適正規模と規定しております。そして、その規模に基づきまして、最低の12学級とした場合の全児童数の480人から、一年生は35人学級ということになっておりまして、一年生が35名、二年生以降は40名という適正規模の470人で計算しますと、それに基づいて、現状の児童数を割りかえた場合に、今23校あるのですけれども、そこが16校で足りる計算になるわけです。これはやはり理論値というか理想値ではありますが、児童が減ってくることによって、計画期間満了時の令和37年には14校になるというような計算になっております。

学校の具体的な施設は、下記の通り②の通りの内容になっております。

こちらの適正化の方針でございますけれども、やはり適正化に関する基本方針がありますので、これに基づきまして、小中学校の統廃合を推進するというのが、市としての考え方でございます。またあるべき値を示させていただいたのですけれども、小学校のほうは23校から14校を目指すということで適正配置を進めたいという考え方を示しております。

#### 【9-2 中学校】

続きまして中学校をご覧ください。24ページでございます。

こちらにつきましても、現有面積、あるべき値は、ご覧の通りとなっております。こちらのほうは先ほど申し上げました、中学校については全校生徒を12学級、480人ということのをベースと考えまして、今の生徒の数から見ますと8校で全生徒に場所を提供できるということになっております。また将来的にも7校に、人口減少と併せて減らしても、あるべき値としては達成できるのかなと考えております。

こちらは施設としてはご覧の11校となっております。適正化の方針としましては、やはりあるべき値を基準に中学校の11校を絞っていく、統廃合を進めていくという形で、中学校7校と設定しております。

#### 【9-3 学校給食センター】

続きまして25ページをご覧ください。

こちら9-3学校給食センターでございますけれども、現有面積3,266㎡と記載しまして、あるべき値は計画満了時のみに記載しております。理由を申し上げますと、今、現に学校給食センターを造っている最中ございまして、そちらの面積が5,831.3㎡になる予定で動いております。また現有施設は菖蒲学校給食センター、鷺宮学校給食センターの2施設ですけれども、旧久喜市は全面委託で給食を提供していることから、直接市が施設を持っておりません。旧栗橋町はまた異なる方法を採用していることから、これらの施設を保有しない地区の分も含めての全市一括の給食センターを造っている関係で、あるべき値は現有面積を上回ることでございます。配置の適正化方針につきましては、新築の給食センターが稼働し、計画期間内は稼働を続けることから、集約化との方策を選択していることとなります。

学校教育系施設について、説明は以上でございます。

石上会長

はい、ありがとうございます。

ただ今のところ、ご不明な点等ございませんでしょうか。

同じことばかり聞いて申し訳ないのですが、小学校とか中学校の基本方針は、あるべき値の算出の元となっているということによろしいでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長）

はい、そうですね。

事前参考資料でお渡しさせていただきましたが、適正化方針では先ほど申し上げた、小学校の適正規模が12学級から18学級、中学校は9学級から18学級というのは明記されています。事前送付資料の最後の3というものをご覧いただきますと、学校の関係での資料3、全体としては6番目の資料なのですけれども、殆どの学校が1学年2クラスないしは1クラスという学校も多いという状況でございます。もちろん教育委員会において対策を考えて取り組んでいるところではございますけれども、やはり全学年1学級というのは小規模校になりまして、一方で一年生と二年生が一緒の教室みたいな形になる複式学級というのがありますが、市の教育委員会としては、複式学級は回避したいという考え方までは明記されていますので、これらの考えに基づいてしっかり統廃合の方を進めていくというのが、市の判断なのかなと考えております。

石上会長

小学校23校を14校にする、あるいは中学校11校を7校にするとの方針も既に示されているということでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長）

この数字については、今回初めて提示するものです。

先ほど申し上げましたが、あるべき値というのは、施設総量の理論値という部分で捉えていただくことを前提にお示ししています。

石上会長

統廃合を進めるという基本方針は既に市の方針として決まっているところでございますが、それを具体的に推進するための数字はこちらで初めて示されたということですね。

折原委員

このあるべき値の算出にあたって、教育委員会との意見のすり合わせみたいなことは事前にあったのでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長）

先ほど申し上げましたが、学校のみならず全ての施設について、各部長級職員にて構成される会議にて議論を重ねておりますので、数字の内容等やこういう方針を示すことについては、庁内での意思決定がなされているものと捉えていただければと思います。

折原委員

学区審議会というものはですね、教育委員会の学務課のほうで仕切っていて、統

廃合について取り組んでいただくなかで、総論はご覧の通りすばらしい。具体的な各論に入っていくと、相当な抵抗みたいなものも、摩擦みたいなものも、それぞれのエリア内であるのかなというふうに認識しています。

ここまで減らすとけしからんとは、決して私は思わないのだけれども、私は連合会の会長をさせていただいた際に、もっと少ない学校数で想定できるのではないかなというふうには考えて具体的な数値を出してはいたのですが、それをしたから気づいたことがあります。

適正規模の学校があります。小規模校と大規模校があって、さらに過大規模校と過小規模校の5ランクに分けることが、文科省の基準に沿っていくとできるのではないかと考えます。その5つの状態を小学校、中学校に限ってはですね、ランク付けを出してもらおうと、何となくはっきりとしたイメージが出るのかなと思います。わたし久喜小出身なのですが、当時久喜小学校は全校生徒1,200人の、県内屈指のマンモス校でした。それが本町小に分かれたりもしたわけですが、さらに久喜北小もあります、久喜北小はすでに単学級になっております。

児童1,200人でも現在でも校長先生は1人と管理職の人数は変わらないわけです。そういったところも踏まえ、違った方法も考えていくのも議論の延長線上にはあるのではないかと考えております。

最後にひとつお伺いしたいのですが、建物に関して評価していく中で、RCとかSRCとかLGSといった表記が見受けられるのですけれども、できればこのような専門用語は避け、分かりやすい表記にしてもらえると有難いと思います。

石上会長 そうですね、どこかで注記を記載いただけると良いかと思えます。

事務局（安注記を忘れておりました、すみません。あとで解説したものを準備させていただきます。  
藤課長補佐

兼係長)

増渕委員 一番ちゃんとしている構造がRCでしょうか。耐震的にはSRCが一番でしょうか。

事務局（安RC、SRCが一番固いというかしっかりしているかと。  
藤課長補佐

兼係長)

石上会長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

増渕委員 23ページの桜田小学校の学童クラブ、去年3月にできたでしょう、もらったデータではあれはSで造ったけども、鉄筋コンクリートで昔造ったのがあることになっていて、新しい建物は資料がほとんど前のやつだから載ってなかったのだけれども、今も鉄筋コンクリートの建物が桜田小にあるのでしょうか。あるとすると、学校の教室の一部がそれになっているのかな。校長先生に聞いてみようと思ったけど、新任の方が着任されたから、電話で聞くとびっくりするといけないと思ったから電話してないのですが。

事務局（安 こちらについては、桜田小学校は、学校の中にもともとあった学童施設を外に新  
藤課長補佐 たに建築したと、このように記憶しております。もともと学校の中で運営していた  
兼係長） 学童を、外に新しく新築して設けたという形になります。

増淵委員 学校の中にあった学童のスペースは、学校に返還しているということでしょう  
か。

事務局（安 はい、返還していると記憶はしております、ちょっと確認を取らせていただいた  
藤課長補佐 と思うのですが。

兼係長)

増淵委員 昔の校長先生が、我々は全然タッチできないとの言い方をされていたため、気にな  
りました。ありがとうございました。

折原委員 24ページの中学校の経過年数について、校舎を建てた時期なのか、最後に建てた  
時点から計算しているのか、大規模改修を実施した時点も考慮されているのか。教  
えてください。

事務局（安 建築年については、主要棟と書いておりますけども、主だった教室棟の建築年を  
藤課長補佐 書かせていただいております。大規模改修の場合は、こちらの建築年には反映して  
兼係長） いないです。

折原委員 ありがとうございます。

石上会長 その他質問がないようでしたら、先に進めさせていただきます。

事務局（安 **【10-1 図書館】**

藤課長補佐 26ページ10-1図書館から説明させていただきます。

兼係長） 現有面積とあるべき値につきましては、ご覧の通りとなっております。

あるべき値の算出ですけれども、図書館につきましては、大体の市町村が所有している施設でございますので、同規模自治体の第一四分位数、下半分の真ん中辺りまで削減した数値をあるべき値としております。

具体的な施設については、下の②の通り4施設ございまして、適正化にあたっての考え方は、黄色で示したところですが、各地区に1ヶ所の配置を維持ということで考えているのですが、他施設への複合化を基本としまして、総量の削減はする必要のあるものと考えております。つまり配置については、各地区1ヶ所から各地区1ヶ所、そして具体策としては、機能移転と複合化を行うことによって、床面積を減らすということを考えております。

**【10-2 資料館】**

続きまして27ページ、資料館でございます。

こちらについては、現有面積とあるべき値については、現有面積を書かせていただいております。施設については下の②に書いてございますが、郷土資料館が1館ございます。こちらについては、あるべき値算出の考え方は、現有面積をあるべき値としまして、これ以上の規模の拡充を行わないと、人口規模に応じた縮小ということで進めて参りたいと考えております。

配置の適正化の考え方でございますけれども、配置は現状を維持するものの、他施設への複合化ということで、総量の削減を図って参りたいというふうに考えております。

#### 【11-1 スポーツ施設（体育館）】

続きまして28ページ、スポーツ施設の体育館でございます。

こちら、現有面積とあるべき値については、ご覧の通りとなっております。

こちらにつきましても多くの市町村が所有しているということで、同規模自治体の第一四分位数まで削減した数値をあるべき値にすべきかと考えております。当市の施設については、下の②の通り、体育館としては3施設を挙げさせていただいております。こちらの適正配置の考え方でございますけれども、市内各地に分散する体育館機能を1施設に集約化を図っていくということで考えております。

つきましては、各地区に1ヶ所を目安に配置しており、具体的には久喜と鷺宮にあるのですが、こちら全地域に1ヶ所目安ということで集約化していくような形を考えております。そのため具体策としては、集約化、機能移転、複合化に「○」を付けさせていただいております。

#### 【11-2 スポーツ施設（屋内外プール）】

続きまして29ページ、スポーツ施設の屋内外のプールでございます。

あるべき値と現有面積については、ご覧の通りとなっております。

こちらも所有している市町村がある程度一定規模ありますので、同規模自治体の第一四分位数まで削減した数値をあるべき値ということで挙げさせていただいております。

当市の施設については下の②の通り、4施設でございます。

こちらにつきましては、先ほどの高齢者福祉施設と同様ですが、ごみ処理施設に係る余熱利用施設、こちらは先ほど申し上げましたが、いわゆる余熱がごみ処理施設から出ますので、その熱源を利用して、より効果的、効率的な施設整備ができるということもありますので、プールを余熱利用施設への集約化ということで、床面積を減らしていけるのではと考えております。そのため配置についても、各地区から全地域に1ヶ所を目安に集約化を図っていくということで、具体策も集約化、機能移転、複合化ということで「○」を付けさせていただいているところでございます。

#### 【11-3 スポーツ施設（その他）】



続きまして30ページ、11-3 スポーツ施設のその他でございます。

こちらにつきましては、現有面積、あるべき値、ご覧の通りとさせていただいておりますが、こちらは、テニスコートの管理棟ですとかいわゆる公園の管理棟ですので、面積もそれほど大きくないということになりますので、現有面積から人口規模に応じた縮小ということで、あるべき値を設定しております。

適正化にあたっての考え方ですが、公園の存続に応じた配置となりますけれども、規模の拡大や現有面積の更新は基本的には行わないものと考えております。最終的には廃止に「○」が付いておりますけれども、建物自体は新しい部分もございますので、公園の存続に応じた配置ということで考えております。

#### 【12 産業系施設】

最後31ページ、12番の産業系施設でございます。

あるべき値、現有面積については、ご覧の通りとさせていただいております。こちらにつきましては、考え方ですが、行政財産としての施設の必置性は必ずしもないという判断をさせていただいて、あるべき値はゼロとしております。

具体的な施設については、下のご覧の通りとなっております。農園の施設ですとか、農村センター、農業者トレーニングセンター等というようになっております。

こちらにつきましては、類似機能を有する周辺他施設ですね、こちら集会機能等が含まれるものになりますので、同様の機能を持つ他施設等に集約・複合化しまして、市としてのサービス提供は廃止という形で検討しております。

現在の配置は地域の実情に応じて配置ですが、適正化後は市としての施設保有はしないとしております。具体策としては、集約化、機能移転、複合化、民間施設の活用、廃止ということで「○」を付けさせていただいております。

分類10から12については以上でございます。

石上会長 はい、ありがとうございます。ただ今の箇所につきまして、質問などありますでしょうか。

鈴木副会長 スポーツ施設で、久喜市は3月に宣言をしたかと思うのですが、そういうことでスポーツ活動を奨励しながらも施設を減らすというのはちょっと。

事務局（安 少々説明が漏れておりました。

藤課長補佐 たしかにスポーツの「健幸・スポーツ都市宣言」をしまして、先ほどの考え方と同じ部分もあるのですが、施設がいわゆるハード面のもの、これについては耐用年数に応じて減らしていかなざるを得ない、現有であるものについて耐用年数に応じて徐々に廃止するとの部分もございます。そのため、政策的に施設を所有し続けるものですね、ソフト面で支援をするもの、これらはやはり分ける必要がございますので、そういった意味で市として宣言に基づく各種イベント等については積極的に行うとの姿勢には変わりはありません。ただ施設の保有ということで、効率化というのは当然ございますので、こういう形をとりまして進めていくということにな

ります。

鈴木副会長 色々な施設でスクラップ&ビルドをやる必要はあるよね。耐用年数が半分過ぎてしまっているわけですから。

折原委員 プールに関し、久喜小学校では最新のプールを造りました、3年前くらいでしょうか、その前は築50年以上の排水溝がないようなプールから新しくしたとの経緯があります。また久喜中学校はもう改修したのですが、凄まじく劣化しており危険な状態でありました。

一方で、学校にプールを造らずに民間活用を図るような方法も考えられるわけです。鷲宮温水プールはそのような活用のされ方もされているようですが。市全域に1ヶ所を目安に造る中で、市民プールみたいな楽しい、赤ちゃんも入れるような遊興目的のプールと、学校の授業で使えるようなプールを分けるのか、また学校では具体的にこれらのプールを授業で活用しているような事例があるのかどうか、この辺りのご事情やお考えがあれば伺います。

事務局（安 補足も含めて申し上げます。

藤課長補佐 兼係長) 中学校のプールにつきましては、市として造らない方針については決めております。代替手段としましては、やはりあの新しくできるごみ処理施設に附帯して、いわゆる競泳用のプールを設ける等の方策をとることを想定しております。プールの授業というのは年間の授業数を考えても、なかなか維持管理の費用が嵩んでしまう施設になりますので、そういったところの効率化について市としては決定をしているところでございます。

石上会長 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

それでは先に進めさせて頂きまして、残りの施設分類の説明をお願いします。

事務局（安 【13-1 市民文化系施設（公民館）

藤課長補佐 32ページ、13-1 市民文化系施設の公民館を説明させていただきます。

兼係長) 現有面積、あるべき値につきましては、ご覧の通りとなっております。

あるべき値算出にあたっての考え方でございますけれども、公民館は他市も保有しており参考となる数値もありますので、第一四分位数まで削減した数値をあるべき値とさせて頂いております。また具体的な施設については②の通りとなっております。

適正化にあたっての考え方でございますけれども、他の市町村においては、公民館からコミュニティセンターへ移行しているという例が多く見受けられております。これは公民館という社会教育施設から、ある程度自由に使えるコミュニティセンターに変更することで、公民館として使っている分を包含した上で、より多くの人に施設を使っていたくという考え方に基づくものですが、当市についても同様に、利用の推進と施設の有効活用を目的に、コミュニティセンター化を進めるということ、適

正化方針として掲げております。

またいわゆる集会施設とした括りで考えると、類似機能を有する施設もございませうことから、集約化をして、総量の削減を図るという方策を考えております。

配置については、地域にやはり根付く施設という部分もありますので、地域に1ヶ所を目安から地域に1ヶ所を目安、また具体策としては、集約化、機能移転、複合化、転用という形を考えております。

### 【13-2 市民文化系施設（集会所）】

続きまして33ページの、市民文化系施設の集会所でございます。

現有面積とあるべき値については、ご覧の通りとなっております。

こちらあるべき値算出にあたっての考え方ですが、集会所につきましては、現状でも行政財産として使用しない施設も多くあることから、地域等による施設管理が可能なものと判断しております。同規模自治体においても、いわゆる行政として集会所を持たないという市町村もございませうことから、あるべき値はゼロとしているところでございます。具体的な施設については、②の通りの施設となっております。これはいわゆる旧久喜地区のみに配置されている施設でございます。配置の適正化にあたっての考え方としましては、地域団体等への譲渡等を進め、市としてのサービス提供を廃止するほか、類似機能を有する施設が近接にある場合は集約化するなどして、総量削減を図れるものと考えております。そのため、市としての施設保有を廃止するということで、具体策としては集約化、機能移転、複合化、譲渡ということにしております。

### 【13-3 市民文化系施設（文化会館・コミュニティセンター）】

続きまして34ページでございます。文化会館・コミュニティセンターになります。

現有面積とあるべき値については、ご覧の通りとさせていただきます。

あるべき値算出にあたっての考え方でございますけれども、現時点で文化会館を3施設保有しています。他市と比べてもかなり保有量が多いという部分もございませうので、同規模自治体の平均値をあるべき値とさせていただきますところでございます。

本市が具体的に保有している施設ですが、下の②の通り、文化会館が3つ、そしてコミュニティセンター・生涯学習施設が5つということになります。

配置の適正化にあたっての考え方でございますけれども、各地区に分散する文化会館はやはり1ヶ所に集約化を図って参りたいと考えております。コミュニティセンターにつきましては、市民の皆さまに使っていただける施設ということもありますので、現在の配置については維持すべきと考えてはおりますが、建物を更新する場合には、規模の縮小や他施設への複合化を推進することで、適正な床面積にしていくべきかと考えております。

配置については、現在と適正化後の配置はご覧の通りとなりまして、具体策については集約化、機能移転、複合化ということで、こういった方策を通じて床面積の

縮小を併せて図っていただければと考えております。

#### 【13-4 市民文化系施設（隣保館・教育集会所）】

続きまして35ページ、13-4 市民文化系施設の隣保館と教育集会所でございます。

こちらの現有面積とあるべき値については、ご覧の通りとなっております。

こちらについては、民間のサービス代替が難しい側面があり、市の人権施策とも密接に関わる施設であることから、一概にあるべき値を算出することは難しいと判断し、「一」とさせていただきます。

具体的な施設としては、②の3施設ということになってございます。

配置の適正化にあたっての考え方でございますけれども、隣保館については現在の配置を維持していきたいと考えています。また教育集会所につきましては、集会所という人が集まる機能もベースになる部分もございまして、周辺他施設等との集約や複合化を推進するというので、床面積の削減を図って参りたいというふうに考えております。

現在の配置と適正化後の配置に変化はなく、具体策についてはご覧の通りとさせていただきます。

#### 【14 市営住宅】

続きまして36ページでございます。14 市営住宅でございます。

現有面積とあるべき値については、ご覧の通りとさせていただきます。

あるべき値算出にあたっての考え方でございますが、行政財産としての施設の必要性は必ずしもなく、類似施設の活用による代替が可能なものと判断して、あるべき値はゼロとしております。いわゆる市営住宅を、市が提供する住宅として建物を保有することは最終的にはなくそうとの考えより、あるべき値はゼロとしております。

具体的な施設については、下の②の通り2ヶ所、市営住宅を有しております。いずれも建築後の年数が経過しており、老朽化が進む施設になりますので、基本的に配置の適正化にあたっての考え方につきましては、耐用年数の到達を目安に全面廃止としております。また代替となる施設としては、県営住宅のほか、民間賃貸住宅での機能代替も可能と考えております。よって現在の配置は地域の実情に応じて配置としておりますが、適正化後の配置は市としての保有を廃止ということで、具体策としては、民間施設の活用や廃止ということで考えております。

#### 【15 普通財産】

最後になりますが、37ページの普通財産をご覧ください。

現有面積とあるべき値は、ご覧の通りということになっております。

普通財産につきましては、いわゆる行政として直接施設を使用していないことから、基本的には本来市が保有すべき施設には該当しないということで、あるべき値はゼロとさせていただきます。

具体的な施設については、②の通りとなっております。

こちらについては、施設を利用する地元自治会や団体等がありますので、施設の譲渡を推進するという一方で、直営での保有をなくしていく方向で考えております。そして役割を終えた施設や老朽化した施設は、計画的に廃止ということで進めていきたいと考えております。適正化後の配置については、市としての保有を廃止ということで、具体策についてはご覧の通りとさせていただきます。

以上でございます。

石上会長

ありがとうございます。

ただ今のご説明のところで質問などございますか。

増渕委員

34ページの菖蒲コミュニティセンターは、菖蒲総合支所内にありますけども、庁舎が造られたときからあるのでしょうか。それとも途中からできたのでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長）

これは施設を設置した当初より、コミュニティセンターとしても開設したとの経緯になります。

増渕委員

用途で13-1と13-3、公民館と分けられていますけども、これは用途というよりは補助金を貰った所轄官庁で分かれているのでしょうか。名称は異なるものの、実質的な用途は同じですね。そういう意味では本来ならば、一緒に合算して計算した方が分かりやすいかなと、わたしは思います。

事務局（安藤課長補佐兼係長）

少々補足をさせていただきたいと思います。

13-1公民館につきましては、先ほども少しだけ申し上げましたが、社会教育法に基づく施設ということで、いわゆる公民館というのは生涯学習施設、社会教育の施設という位置付けが強いです。そのため利用できる団体の方がある程度限られているという側面があります。ただ全国的な傾向としましては、コミュニティセンターに移行するということがありまして、施設の用途をあまり限定せずに有効活用をなされている事例が多く見られるようになってきました。そのため、先ほど増渕委員さんがおっしゃったように、13-3のコミュニティセンターと面積を合わせるの考え方は、今後大事な考え方になると、我々も思っております。コミュニティセンター化を進めることで、公民館の機能を併せたコミュニティセンターを新たに配置するの考え方を持っていきたいと思っております。

石上会長

他に質問はございますか。

川島委員

36ページ、37ページで、適正化後の配置に「市としての施設保有を廃止」という文言がありますが、これは売却と解釈してよろしいのでしょうか。

事務局（安

現時点で全て売却との方向性に落とし込むか否かまで決定しているわけではござ

藤課長補佐 兼係長) いません。ただ基本的には保有を廃止するというものですから、売却できるものについては売却、敷地も更地にして売却というのがベースになるべきと考えてはおります。ただ、特に普通財産に言えることですが、受け入れ先の問題もございますので、今ある段階で必ずしも売却が完了できるかというのはわからない部分もございますので、具体的な方針はそれぞれの施設ごとに決めていくような形にならざるを得ないのかなと思っております。

以上でございます。

川島委員 プールは何か所かあるのですよね、複数ある施設を1ヶ所に集約するのですけれども、そのとき例えば経過年数が似通っている施設も多くあるのですよね。このような状況の場合は、どのような考え方にに基づき、どのような状況を想定しながら、計画期間満了時点の総量に削減していくのか、この辺りの事情に関してはどのように考えているのでしょうか。

事務局 (安 藤課長補佐 兼係長) プールにつきましては、少し説明が足りなかったかもしれませんが、配置の適正化方針のところ、いわゆるごみ処理施設に関わる余熱利用施設に集約化を図るのが、市の方針として決まりつつあるところとなります。ごみ処理施設の余熱を活用しまして、効率的に温浴施設ですとかプールを造ることが出来ますので、そちらに最新鋭の施設を造るということです。温水プールの機能は菖蒲と鷺宮にありますが、両施設の機能との代替が可能と判断し、鷺宮と菖蒲の温水プールについては廃止し、代わりに余熱利用施設へ新たな温水プールを造ることで考えております。

やはり菖蒲にしる、鷺宮にしる、プールというのは設備投資等に多くの費用を要するところがございます。また調査したところ、現存のプールは赤字が出ているとの状況もあることから、集約化を契機に施設運営の効率化も図れるのではとも考えております。

川島委員 代替施設の建設に応じて廃止するとのことですが、経過年数が似通った施設がたくさんありますね、これは耐用年数重視でいくのか、それとも計画遂行の速度を早めるために、そんなの関係なく廃止と決まったら全部即刻廃止するのか、その辺りの考え方はどのようになっておりますでしょうか

事務局 (安 藤課長補佐 兼係長) おっしゃられた意味でいいますと、やはり適正配置、本市で急がれてるのは、やはり旧1市3町合併で、施設が余剰していることがございますので、考え方としては適正配置をまず重視して考えていて、今おっしゃった形でいうと、量をまず減らすこと、そしてそのあと質ですね、長寿命化や施設の改修を図りまして、施設の量を核に、施設の量を適正にした上で、残される施設については適切な質を保つために改修をかけていくとの順序で、投資をしていくような考え方がベースになるかは考えております。

- 石上会長 よろしいでしょうか。  
例えば今のプールですと、令和37年までにはごみ処理施設1つに集約しているとのイメージなのでしょう。今既存の4つですね、これをどのタイミングで変化させるとの点は議論しなくてよいのでしょうか
- 事務局（安藤課長補佐兼係長） そうですね、今回、施設分類全体の方針を決定していただいたならば、方針に基づく時系列での落とし込みを、第3回にお示しをしたいというふうに考えています。やはり施設配置の分類ごとに、総論的なものをご承認いただけたならば、次は各論ということで今度タイミング、時系列での廃止、例えば今おっしゃられたように代替手段という形で確保できたらということでの、廃止のタイミング等をお示しして参りたいと考えております。
- 川島委員 今我々が見ているのは、令和2年と令和37年とのことでありますが、実はそれがどういう流れや線をもってそこに到達するのか、その途中経過が見えてないのですけれども。もし、最後の方にならないと対策を取らないということになるようなことであると、効果としては相当薄いものになるのではないかと懸念するわけです。
- 石上会長 今の事務局のご説明によれば、その辺りの議論は次回以降ということでございます。具体的に、例えばこの1の市民プールが何年くらいに廃止するのかといった議論も含めて、かなり個別具体的な部分は次回ということですよ。
- 中山委員 その点に関連してなんですけれども、今後削減するにあたって、いわゆる解体費用をはじめとするコストがかかってくるかと思うのですけれども、削減することによってのコストと、あとはそれを削減した跡地について売却なりいろいろすると思うのですけど、その収入っていうのですかね、その部分の検討はどのようにやっているのですか
- 事務局（安藤課長補佐兼係長） 資料を戻して3ページをご覧ください。  
本日は第2回ということで、「あるべき値」の実現に向けての分類別の方針をご検討いただいているという段階でございます。先ほど申し上げましたが、今日ですね、ご承認いただけるということであれば、次の第3回以降で、個別施設に関するそれぞれの案を我々より、ある程度ご提示できるのではと考えております。  
中山委員さんがおっしゃった内容については、最後の第5回になりますけれども、いわゆる検討結果についての削減効果といえる、ここの施設をこうしていくということでのロードマップに基づき、財政面の検証を行っていくこととなります
- 増淵委員 先ほどプールの話が出ておりましたけれども、仮にプールを1ヶ所にごみの熱で利用して菖蒲に造ったとした場合に、現状からみた場合、市民からみた場合は、栗橋の方なんかは特にお子さんなんかは、特別な手段を市が講じてくれない限り、施設まで辿り着けないですよ。その点はどういうふうに反映されてくるんですか

ね。

事務局（安 先ほども公共交通の話が出ておりました。

藤課長補佐 やはり個別施設計画の中において、いわゆる交通手段を確保するってところまでは明記することが困難との印象は感じているところでございます。ただ先ほど申しあげました通り、市内部のアセットマネジメント関係の協議の中では、当然アセットマネジメントと公共交通が表裏一体との関係にあることは、市全体として認識しているところでございますので、これについては適正配置の大方針を決めた後に、その実現に向けて市民の利便性を考えて、今後の公共交通をどうしていくかっていうことも当然考えて行かなければならないとの課題を認識しております。

鈴木副会長 適正配置とはいうけどね、全部それにからんでくるのでしょうか。だからその際になって、交通部会とかいろんな部会があって、そこで検討されるとのことではあります。ここで配置を決めるっていうときに、効率だけではなく、そういった点も配慮して決めたほうが良いのではと考えます。

石上会長 当然そういう問題意識、みなさんお持ちだと思います。

この委員会は、基本的には、過剰にある施設の集約をしようということですので、市民の利便性という観点からすると、これはいろいろな課題が当然出て参りますので、その辺についてですね、我々としてどのように考えるのかと、あるいはどのようなことを市長に要望するのかということも、これは当然議論してほしいと思いますし、お考えがまとまれば、このようなことを是非意識しながら進めていただきたいと、意見を付すことも当然できると思いますので、次回以降、一番重要な論点かと思っておりますので、是非その点についてもですね、次回以降の会議でご意見を頂戴出来ればと思います。

石上会長 では一応一通り全ての項目についてのご説明とご審議を頂きましたけれども、遡りまして、質問などありましたら、よろしく願いいたします。

折原委員 37ページの東京理科大跡地を、本来市が保有すべき施設には該当しないものと判断し、仮に更地にする場合は、この建物の構造だとどのくらいの期間や費用がかかってしまうのか、それとも施設を再利用すべきなのか。建物の構造にリンクしてわかるような表があれば、判断を市民に提案するときに分かりやすいものと思いません。

石上会長 はい、ありがとうございます。

そうですね、個別の施設の議論をする段階では、当然そういった視点や情報も重要になってくることかと思えます。

石上会長 その他質問などはございますか。



特にないようでございましたら、基本的な方向性についてのご審議は以上ということにさせていただきます。次回以降、個別の議論になっておりますけれどもよろしいでしょうか。

(異議なし)

石上会長 はい、ではどうもありがとうございました。  
議題の(1)については以上ということにさせていただきます。  
では続きまして、議題の(2)のその他でございます。事務局より、なにかございますか。

事務局(安藤課長補佐兼係長) それでは今後の予定等につきましてご説明を申し上げます。  
まず、前回の会議録ですが、会長一任で確定とさせていただきます。  
次回の委員会の開催日程でございます。事務局の案で恐縮なのですが、11月20日(金)午後2時で決定としたいのですが、いかがでしょうか。会場は本庁舎の会議室をご準備させていただきたいと考えております。よろしければご通知をまた準備して、会長と協議の上、郵便で送らせていただきたいと思いますと考えております。  
当日の会議の内容につきましては、本日の会議で決定させていただいた方針に基づきまして、個別施設の方向性についてご検討をお願いしたいと考えております。  
以上でございます。

石上会長 はい、ありがとうございます。  
次回はですね、11月20日(金)午後2時からということで、よろしく願い申し上げます。次回からは、個別の施設についての検討に入って参りますので、ご協議をいただきたいと思います。  
それでは本日の施設分類別の方向性の決定に基づいて、事務局は個別施設の方向性についての案を整えていただくこととなりますので、それに基づいて次回も審議を進めて参りたいと思います。  
ではこの際なにかございますか。ないようでございましたら、以上で本日の議事は終了とさせていただきます。  
どうもありがとうございました。

### 3 閉会

司会(野川課長) 石上会長、ありがとうございました。  
それでは閉会にあたりまして、鈴木副会長にごあいさつをお願いしたいと思います。

鈴木副会長 大変長い時間、白熱したというのでしょうか、徐々に自分の身の回りの生活にて具体的に見えるものになってきたことから、なんとなく議論に熱も入ってしまうの

ではと思います。次回も11月とのことですが、さらにもっともっと、みなさんの身の回りに関わる話題となるのではと思います。どうも今日のご苦労様でした。

司会（野川 鈴木副会長、ありがとうございました。

課長） また、委員の皆様におかれましても大変お疲れ様でございました。本日はありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和2年10月29日

会 長 石上 泰州